

4-2 点検結果一覧

No.	橋梁諸元					道路橋毎の 1 巡目 健全度評価	健全度 改善の理由	道路橋毎の 健全性評価	対策の 優先性	部材毎の健全性評価 (国交省)										健全度(県)					所 見		
	橋梁名	路線名	橋梁コード	橋長 (m)	橋梁幅員 (m)					上部工構造					下部構造	損傷種別	支承部	損傷種別	その他	損傷種別	上部						
										主桁	損傷種別	横桁	損傷種別	床版							損傷種別	主桁	横桁	床版		下部	支承
1	末永歩道橋	末永線	391-487-11020	20.80	2.5	II	補修済	I		I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	I	I	I	I	損傷は見られず、道路橋の機能に支障が生じていない状態。
2	佐々歩道橋	佐々歩道橋線	391-365-10700	71.90	2.5	III	補修済	I		I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	II	II	I	I	I	軽微な損傷が見られるが、道路橋の機能に支障が生じていない状態。
3	赤崎橋	赤崎線	391-011-10160	28.70	10.8	III	補修済	I		I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	I	I	I	I	軽微な損傷が見られるが、道路橋の機能に支障が生じていない状態。
4	神田跨線橋	神田市瀬線	391-002-10030	11.50	9.8	III	補修済	I		I	健全	-		I	健全	I	健全	I	健全	II	防食機能の劣化	I	I	I	I	I	軽微な損傷が見られるが、道路橋の機能に支障が生じていない状態。
5	神田第2跨線橋	神田市瀬線支2	391-228-10340	15.60	5.6	II		II		II	ひびわれ	-		-		II	うき	-		II	舗装の異常	I	I	I	I	I	上部工にひびわれ、下部工にうきが見られ、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
6	川添3号橋 (下流部)	神田線	391-004-10110-01	4.10	3.4	I		I		I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	II	変形・欠損	I	I	I	I	I	軽微な損傷が見られるが、道路橋の機能に支障が生じていない状態。
7	川添3号橋 (上流側)	神田線	391-004-10110-02	4.40	4.5	III	補修済																				
8	川添3号橋 (中央部)	神田線	391-004-10110-03	4.40	5.2	II																					
9	羽須和1号橋 (下流側)	中央海岸線	391-010-10141-01	5.40	11.2	III	補修済	II	○	II	漏水・遊離石灰	-		-		I	健全	I	健全	I	健全	I	I	I	I	I	主桁に局部的な錆跡を含む漏水が見られ、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
10	羽須和1号橋 (上流側)	中央海岸線	391-010-10141-02	5.20	2.0	I																					
11	芳ノ浦橋	芳ノ浦線	391-012-10170	9.4	4.0	III	補修済	II		II	漏水・遊離石灰	-		-		I	健全	-		I	健全	I	I	I	I	I	主桁に漏水・遊離石灰が見られ、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
12	囪池2号橋	里木場線	391-104-10210	4.20	3.5	III	補修済	I		I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	I	I	I	I	軽微な損傷が見られるが、道路橋の機能に支障が生じていない状態。
13	森の木橋	半坂線	391-285-10510	12.70	4.1	II	補修済	I		I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	I	I	I	I	軽微な損傷が見られるが、道路橋の機能に支障が生じていない状態。
14	口石東町橋	口石東町線	391-301-10550	12.50	5.1	III	補修済	I		I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	I	I	I	I	軽微な損傷が見られるが、道路橋の機能に支障が生じていない状態。
15	庵の谷橋	庵の谷線	391-377-10730	5.20	3.2	II	補修済	I		I	健全	-		-		I	健全	I	健全	I	健全	I	I	I	I	I	損傷は見られず、道路橋の機能に支障が生じていない状態。
16	流合1号橋	流合橋線	391-428-10770	8.00	3.2	II	補修済	I		I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	健全	I	I	I	I	I	軽微な損傷が見られるが、道路橋の機能に支障が生じていない状態。
17	順手2号橋	順手川線	391-437-10790	4.80	2.8	II	補修済	II	○	II	腐食	I	健全	II	腐食	I	健全	-		I	健全	II	II	II	I	I	主桁の一部に腐食の進行及び欠損が見られ、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
18																											
19																											
20																											
21																											
22																											
23																											
24																											
25																											
26																											
27																											
28																											
29																											
30																											
31																											
32																											
33																											
34																											
35																											

【摘要】 ※対策の優先性 道路橋定期点検要領においては、I～IVまでの4段階での評価となっている。しかし、各段階(II, III, IV)の中においても補修対策の優先性が高い橋梁が存在するため、優先性が高い橋梁を示している。